

2019年度 気仙沼市立大谷中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の目的

- (1) 学校教育目標「心豊かな生徒」「生き生きと学ぶ生徒」「明るく健康な生徒」の具現化を図る教育活動の一環として行います。
- (2) 共通の興味や関心をもって組織された、体育的な集団活動の中で、連帯感や協調性、忍耐力、自主性等を育成するとともに、規則正しい集団生活を身に付けさせます。
- (3) 技能の向上と体力づくりに努め、健康・安全に留意する心身ともにたくましい生徒を育成します。

2 基本的な考え方

- (1) 部活動は、生徒が自分の希望で入部し、3年間、自主的に取り組む課外活動と考えます。
- (2) 国や県・市の示すガイドラインや地区内の申し合わせ事項に従い、学校が主体的・計画的に運営します。教員は顧問としてかわかり、保護者にもご理解とご協力をいただきます。
- (3) 学校規模(生徒数・顧問数)に相応しい部活動体制にします。
- (4) 日常の部活動を充実させ、大会等でも活躍できる部活動を目指します。また、生徒の人間性や気力・体力等の向上を同時に目指します。
- (5) 個人戦だけの参加や他校との合同部活動も認めます。
- (6) 陸上・水泳・駅伝等は、特設部として臨時的に取り組ませます。

3 実施方針

- (1) 生徒の全員がいずれかの部活動に所属し、原則として3年間活動します。(全員加入制)
- (2) 学校は、本方針(部活動に係る活動方針)に基づいて、各部の活動計画を作成して部活動を実施します。
- (3) 各部の活動に際して、活動の安全を常に求めるとともに、適切な方法と時間で指導します。また、各部の顧問は校長等の指導の下に部員を指導し、その内容を報告します。
- (4) 各部の顧問は、保護者に活動計画を説明し、保護者からの理解と協力を常に得ることとします。
- (5) 各部の生徒は、顧問の指導や助言をよく聞いてルールを守って活動するとともに、学業や諸活動との両立を図ります。
- (6) 各部の関係者は勝利至上主義にならないよう、競技のよさや課題を適切に把握し評価して、よりよい部活動の運営を目指します。
- (7) 各部の関係者は、いかなる場合でも体罰や暴言は許されない行為であると捉えます。
- (8) 教育相談を行い、教育的見地から転部することが適当だと関係者が判断するときは、手順に従って転部できることとします。
- (9) 教育課程外であっても学校の正規の教育活動であるため、校長が部活動に係る諸事項を決定します。中体連理事と部活動担当者は、校内外の連絡調整や事務処理等を行います。

4 具体的な進め方

- (1) 設置する部活動(2019年度当初)
 - ・野球部(男女) ・サッカー部(男女) ・ソフトテニス部(男) ・ソフトテニス部(女)
 - ・バレーボール部(女) ・卓球部(男女)
- (2) 活動時間
 - ① 延長をしない通常の場合(平日)の完全下校時刻・・・16:30

② 延長を申請した場合(平日)の完全下校時刻

・4月	…18:00	・10月	…17:00
・5月	…18:00	・11月	…16:30
但し中総体3週間前～1週間前	…18:30	・12月	…16:30
・6月	…18:00	・1月	…16:30
・7月	…18:00	・2月	…17:00
・8月	…18:00	・3月	…17:30
・9月	…17:45	※日照や天候等を考慮して活動時間を変更することがあります。	
但し新人戦3週間前～1週間前	…18:15		

③ 活動時間の基準と休養日

- ・平日の活動時間は2時間程度、休業日は3時間程度とします。
※「休業日」…土曜日・日曜日や長期休業期間
- ・週あたり2日以上 of 休養日を設けます。平日は少なくとも1日を休養日とします。
土曜日・日曜日(週末)には、少なくとも1日以上を休養日とします。
- ・週末に大会参加等で連続して活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。
- ・朝練習は、原則禁止とします。
- ・校長が大会等で特別な事情があると認める場合は、放課後に特別延長したり、朝練習したりすることを許可できるものとします。
- ・原則として次の場合は部活動を行いません。

- ① 定期テスト(期末・学年末テスト)5日前からテスト当日まで
- ② 入学式、卒業式、指導主事訪問、始業式、終業式、修了式、公立高校合格発表日、職員会議、校内研修日
- ③ 修学旅行、宿泊研修、運動会、学習発表会等学校行事に関しては前日から(協議による)
- ④ 生徒の健康管理上必要と認められたとき(風邪やインフルエンザ等の流行等)
- ⑤ 緊急時(災害時等)やむを得ない事態が発生したとき
- ⑥ 月曜日または週初めの日
- ⑦ 土日いずれかの休日

④ ハイシーズンの設定

- ・目標とする大会等で力を発揮するためには、通常の活動だけでは十分でない場合があります。その場合は「ハイシーズン」として活動日を増やし、他の時期に休養日を確保することもできます。その際は、「ハイシーズン」が常態化しないよう、年間を通じて休養日の設定を把握し、参加大会等を精査します。

(3) 留意点

- ① 活動時には、教師が立ち会って活動の様子を見守り、指導します。
- ② 活動時には、活動場所に荷物を置いて管理させます。
- ③ 活動時には時間を守らせ、清掃、整理整頓、戸締まり、消灯等をしっかりさせます。
- ④ 活動の安全に留意させ、服装や礼儀、言葉遣い等もきちんと指導します。
- ⑤ 活動に問題がある等と判断される場合は、活動を停止し、改善を促します。

5 その他

- (1) 外部コーチが必要な場合は、校長がその可否を判断し、学校から依頼をします。
- (2) 部活動「親の会」を設けることができます。その際には、顧問との連携・協調して活動していただきます。なお、会の集金等の事務には学校職員は従事できません。また、慰労会等の行事は行わないことになっています。
- (3) 学校からの連絡は文書や学校メールで行います。原則として顧問の個人携帯やSNS等は使用しません。